

議 事 日 程

令和 4 年 第 4 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	請願第 1 号	農業生産資材高騰対策対応に関する請願
日程第 6	議案第 7 0 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 1 号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 7 2 号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 7 3 号	令和 4 年度浜中町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 0	議案第 7 4 号	令和 4 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議案第 7 5 号	令和 4 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 7 6 号	令和 4 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 7 7 号	令和 4 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 2 号）

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) ただいまから、令和4年第4回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長(波岡玄智君) これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、1番川村議員及び2番田甫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第4回浜中町議会臨時会に議員全員のご出席をいただき誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして皆さんおはようございます。先の議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願

○議長（波岡玄智君） 日程第5 請願第1号を議題とします。

職員に請願書を朗読させます。

○議事係長（内村和樹君） （請願第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

請願第1号は会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎日程第6 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第70号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第70号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する条項の一部を改正しようとするものであります。8月8日に人事院は国家公務員の給与等について勧告をしたとこ

るであります。この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を0.23%下回っていることから俸給表を平均0.3%引き上げること、期末勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.11月下回っていることから、これを0.1月引き上げることとし、年間支給割合を4.3月から4.4にすること。国はこの人事院勧告を受けて国家公務員の一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律を11月18日に交付し人事院勧告通りの内容で給与改定を実施しました。このことから本町においては国家公務員の給与改定に準じた形で給料表の引き上げ、期末勤勉手当の引き上げをするものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第70号の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） ただいまの説明はわかりました。具体的に議案関係資料に現行と改正の違いは出ていますが、これはいわゆる1級から6級までありますけれども、どういうところでもって給与がアップされているのか。極端に言いますと最後の方6級あたりで見ますと、現行も改定後も変わらないという、要するに年代で言うとどういう年代を重視した給与の改定になっているのか、その辺ちょっとご説明をいただければというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。このことにつきましては先ほど町長の提案理由のとおり、本年8月の人事院勧告によって本町の職員の給料条例を改正するものでございます。今回の改正については二つの要因ございまして、一つ目については給料表の改定、もう一つについては手当やボーナスの引き上げに係るものでございます。議員ご質問の部分、この給料表のどういったところに重点を置いての改正かというところでございますけれども、それは全国1万1800の民間事業所、約45万人の個別給与の調査結果をもとに給与の格差を埋めるために今回は若年層を重点的に概ね30代半ばから40代ぐらいまでの世代に重点を置いて給料表、月額を引き上げる、そういったものでございます。さらに、この初任給についても大卒で3000円、高卒について

は4000円程度引き上げるというそういった内容でございます。大卒については初任給1級37号俸からスタートいたしますので、現行18万2200円が3000円アップで18万5200円になると。高卒については1級17号俸これは15万600円から15万4600円で4000円のアップ。そういったことで若年層に重点を置いて引き上げられると。そういった内容でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 若年層、いわゆる40代前後を含めて手厚い報酬給与改定だというふうに説明がありました。確かに今お話ありましたように初任給が高卒でいうと4000円、大卒で3000円というような改定になってはいますが、最近よく耳にするのは、民間においても人材を確保するために採用時における給与に一定程度配慮せざるを得ないということから、かなり大きな見直しを図るといのは一部企業でも進んでいるように思います。地方自治体もそうなんです、人手不足なんていうことで、なかなか自治体の職員に応募する方がおられないというような状況もある中で、この3000円、4000円のベースを上げるということで果たして本当に人材を確保できるのかなというような疑問も多少あります。そういうことを含めて確かに人勧の答申ですから、これは尊重しなきゃいけないんですけども、ただ、現場で本当にこれで人材確保ができるかどうかというそういう自信がない中でこれだけのことで解決策と言えるのかどうか私は多少疑問があるんですが、その辺についてはどのように受けとめられておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） ただいま議員申し上げたとおり、民間企業においても初任給の引き上げを行っている流れでございます。そういった分析を参考にしまして、国の方でもこの度こういった若年層を対象に初任給を上げるという今回3000円から4000円のアップでございますけれども、それが幾らになったらこれはいいのかという、そういった基準というのはちょっとわからないというか、基準ございませんので、今回は国のほうで分析した経過、このような関係で人事院勧告に至っております。本町といたしましても、この人事院勧告を尊重して、それに準じて改正をしていく、そういったことで考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） これで本当に人材が確保できるかどうかというのは、保証は

ないんだろうと思います。一方で、こういった正職員の給与の初任給が改定されるということはわかりましたけれども、それ以外の会計年度任用職員であるとかそういうものについては、一体、どのようにお考えなのかなど。正職員もそうなんですけど会計年度任用職員についても、なかなか募集しても来ないという現実はこちら数年ずっと続いていきますよね。そういった中でこういう職員のみ改定で事足りるのかなど。こういう会計年度任用職員に対しても一定の配慮は求められるんじゃないのかというような私は気はするんですが、そういったことについては対応するお考えはあるのかなのか。最後にそれだけお聞かせいただければと。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えをいたします。今回の勧告については会計年度任用職員については反映されるものではございません。会計年度任用職員、基本的には職員と同等の業務ではなく、あくまでもサポート的な業務に当たっていただいているところでございます。給与の水準の待遇につきましてはこれも国の方から示されている基準を準用しているものでございます。管内と比較しましても、もともと本町については低いというものではございません。当然、最低賃金、北海道は920円、これを下回っているということもございません。業務については職員のように重く責任を負うような内容でもございません。例えば極端に他の町村より水準が低いであるとか最低賃金を下回るということがない限り、国の基準に準じてこれまでどおりに対応していくことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長、補足説明。

副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 議長のほうから補足説明ということですので、今総務課長のから答弁させていただきましたけれども、9番議員、日頃から再任用、会計年度任用職員の関係については心配されているようでございます。総務課長から答弁ありましたとおり、最低賃金もクリアしているということと、一般職員との整合性もありますので、その辺はまずは人事院勧告どおり正職員のみ対応とさせていただきたいということで、会計年度任用職員については今現在ではアップについては考えてないというところでございます。ただ、議員心配されていますとおり、いかんせん募集しても来ない状況は今も続いております。ただ、手招いているわけでもなく、担当職員も含めて採用に向けて力を合わせて今頑張っている最中ですので、見守っていただければと

思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第71号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第8 議案第72号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第71号及び日程第8 議案第72号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第71号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第72号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」はいずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、令和4年5月12日から一般職の職員と同じく4.3月としております。この度一般職の給与については国における給与法の改正に準じ職員の給与に関する条例の一部改正を行い0.1月引き

上げて、4. 4月にしようとするものであります。このことから町長、副町長並びに議会議員の期末手当については一般職の職員と同様に引き上げることについて関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第71号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第4条第2で期末手当について現行100分の215を100分の220に改め現行年間支給月数を4. 3月を4. 4月に引き上げものであります。施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、教育長の支給月数については浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第2に規定する町長、副町長の給与に関する条例に準用するとなっておりますので、町長、副町長の給与と同様になります。

議案第72号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第5条2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第71号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案72号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第73号 令和4年度浜中町一般会計補正予算(第6号)

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第73号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第73号「令和4年度浜中町一般会計補正予算(第6号)」

につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、先ほど議決いただきました議案第70号から議案第72号に基づく給料、期末勤勉手当と関連する経費と国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業及び国の物価賃金生活総合対策として実施されます、低所得世帯等支援特別給付金に係る経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では1款議会費では議会議員に要する経費で議員期末手当62万1000円の追加、3款民生費ではその他社会福祉に要する経費で介護施設燃料等高騰対策支援事業補助金230万1000円、低所得世帯等支援特別給付金に要する経費で3593万9000円をそれぞれ増額するなど、4607万2000円を追加、4款衛生費では浜中診療所特別会計繰出金で、繰出金74万6000円、水道事業会計繰出金35万1000円をそれぞれ追加、5款農林水産業費では農業行政

に要する経費で国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助1797万6000円を増額、7款土木費では下水事業特別会計繰出金で10万7000円を追加、11款給与費では給料、職員手当等で750万9000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては各事業の特定財源として国庫支出金6446万3000円を充てたほか不足する財政については、財政調整基金繰入金891万9000円を追加させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は83億5559万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明したが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （議案第73号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第73号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ちょっと聞き逃したのかもしれませんがもお聞きします。低所得者及び子育て世帯への給付金に関してなんですけれども、これはプッシュ型と考えていいんですか。それとも申請が必要なものなのかどうかも含めて700件と370件がありますので、両方ともどういう形で給付されるのかをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。まず18ページの低所得世帯等支援特別給付金です。基本的にはプッシュ型と所得の状況によりまして、いわゆる非課税世帯にということに判明している分についてはプッシュ型で給付します。児童についてもこちらプッシュ型ということと同様でございますけれども、低所得者につきましては、家計急変ということもございまして、そちらについては申請方式のような形で取り扱うこととしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） このご時世で人材不足というくらいですから職を失うということはそうそうないのかなと思うんですけれども、要はどう言いますか、自営業にしましてもそうですし、要は家計急変っていう方に対するこの周知ですね。ホームページでは

載っていたような気もするんですけども、自治会配布とかそういうもので周知されるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。町広報それと自治会配布と半月ずらして2回見れるという状況で周知させていただきたいと、そのように考えてございます。なおかつ申請方式については、申請の期日が1月31日までとなっていますので、それにきちんと間に合うように周知させていただきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 18ページのその他社会福祉に要する経費の介護施設燃料高騰対策支援事業補助金ということで、230万1000円が計上されておりますけれども、先ほどちょっと伺った中では、特別養護老人ホームと、それから、なごみということでしたね。燃料と電気料高騰による部分の補助だというふうに説明がありましたけど、具体的にそれぞれ施設ごとにどの程度の支援になるのか、それを説明していただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉部長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。総額で230万円1000円の予算となっております。内訳でございますけれども、野いちごには210万8000円、なごみ浜中には19万3000円という形になってございます。燃料等が高騰する前と高騰した現在とそれを比較してその差額相当分ということで、各施設から実績、それと今年度の実績見込みを聴取した上での予算計上とさせていただきます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

ありませんか。

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第74号 令和4年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第74号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第74号「令和4年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は議案第70号で議決いただきました「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、人件費の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、包括的支援事業に要する経費で給料2万5000円、職員手当等で期末手当6000円、勤勉手当6万9000円を追加。

一方歳入につきましては6款繰入金、1項一般会計繰入金、事務費繰入金10万円を追加するものであります。

この結果補正後の歳入歳出予算は4億8151万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第74号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第74号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第75号 令和4年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第75号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第75号「令和4年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は先ほど議決いただきました議案第70号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく人件費の追加と医療機器購入に伴う経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費、浜中診療所運営に要する経費では2節給料で7万4000円を追加、3節職員手当等で67万2000円を追加、2款医業費、医業に要する経費では防衛交付金再編関連訓練移転等交付金を活用し、17節備品購入費の医療機器購入で1228万6000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては3款国庫支出金の防衛交付金では1135万8000円を追加、4款繰入金の一般会計繰入金では74万6000円を追加、5款繰越金の前年度剰余金では92万8000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は2億8604万5000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 44ページの医療機器の購入ですけれども、どういう医療機器を購入するのか詳細について説明いただきたいのと、42ページの歳入の防衛交付金ですけれども、これも再編関連訓練移転等交付金って初めて聞く名前ですけれども、この交付金はどういう趣旨の交付金で本町に交付されるものなのか、それだけをちょっと聞きておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答えします。まず、44ページ医療に要する経費の備品購入費になります。対象機器が6品目となりまして、まずは既存の心電図計、こちらの2台の更新を考えております。2台のうち1台は平成19年度に購入して、主に健康診断で使用しています。頻度は月に20回程度、もう1台の心電図計は平成25年度、こちらは救急処置室で使用しておりまして、使用頻度は月10回程度、設置から10年、15年が経過していて、修理部品は既に供給停止、今まで大きな修繕などはございませんでしたが、リード線や内臓電池などの交換は行っておりまして、今後、異常が起きた際に修繕が不可能であることから、医療機器購入年度計画を前倒しさせていただきました。それと次にセントラルモニターになります。こちらにも既存機器の更新で平成20年度の購入、入院患者の状態観察のために、心拍数、酸素飽和濃度、呼吸数、血圧を監視するために使用されています。既存機器の導入から15年が経過して、こちらにつきましては総合計画で令和6年度に購入しようと計画していましたが、こちらにも機器に異常が起きた際に対応不可なので前倒しさせていただきます。

次にナースコールシステムとなります。こちらにも既存機器の更新で、主に入院患者が看護師と連絡をとる手段として使用されています。こちらのナースコールシステムは、建設当初から現在まで使用していますが、今では通話機能にノイズが生じておりまして、大変聞き取りにくく、また、ナースセンターにいなければ聞こえないという問題がありますので、この度導入するナースコールシステムは、ハンディ電話、移動式ハンディ電話、こちらに対応した親機を整備してハンディ電話も6台整備して、ナースセンターにいらなくてもコールが確認できるよう、また、通話も可能となるよう更新を計画しております。

次に超音波骨密度測定器、こちらも既存機器の更新で平成25年度購入。主に65歳以上の女性外来患者を対象に、骨粗鬆症診断のために使用しています。使用頻度は月に20回程度でメーカーから令和2年度で部品が修理部品が供給停止となる旨の報告を受けておりました、前倒しさせていただきました。

最後に電動診察台となります。近年、令和2年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金で2台の電動診察台を整備した経過がございます。設置場所は1番診察室と2番診察室ですが、現在、胃カメラの部屋には可動式の診察台がございません。検査に当たる医師からの要望で横たわった患者さんの高さ調整には必ず必要であるということで、固定式から稼働式に更新させていただくものであります。以上が更新機器の対象となります。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 42ページの再編関連訓練移転等交付金の内容についてお答え申し上げます。こちらにつきましては平成29年4月1日に創設された交付金でございます。中身といたしましては、まず航空機の訓練移転に関わるもの、それとオスプレイの訓練移転、こちらにつきましては日米共同訓練に限るとされておりますけれども、あくまで前年度までの実績に応じて市町村に交付されるということで本町では初めて予算措置をさせていただいたものでございます。

今回、防衛局のほうから連絡がありまして、1135万8000円を交付するというところで、従来の特設防衛施設周辺整備調整交付金とは区分けをして予算措置をしなければならないということから、この度診療所会計の医療機器の方に充当させるべく予算化したものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今のその交付金の関係、航空機の関係等とオスプレイの関係で、それを実績に基づいてということは、矢臼別演習場にオスプレイが来たことによって、浜中町にも関連して影響があるということで交付されたというふうに理解していいんですか。何回ぐらいオスプレイ来ているかわかりますか。具体的には私あまり記憶にないというか、報道もされなかったような気がするのですが、交付金として入ってくるものについては、有効に活用させてもらうということで、今回は医療機器の部分に配置されているんですけども、実態を押さえなければ結構です。それで、医療機器の方ですけども、心電図2台と言いましたから、その2台も入れて6品目ということですよ。わかりました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

2 番田甫議員。

○2 番（田甫哲朗君） 42 ページの聞きなれない交付金の件ですけれども、ただいまの説明でおおよそ理解はしたんですけれども、ただ1点、前年度の実績に基づいて、説明あったかなと思うんですけれども、ということは今回公布されたのは、3年度の実績に基づいて交付されたものだという理解でいいのかなと思うんですけれども、オスプレイですけれども、これ今年度も訓練に参加していますが、そうすると今年度の実績に基づいて来年度また交付されるっていう認識でいいんだろうと思うんです。それでその問題は交付される額は何によって定められているのかっていうことなんです。特別な移転等交付金なんだと思うんですけれども、例えば今1番議員が聞いたようなその飛来した回数だとかというものなのかどうかっていう点を知りたいのと、それとやはり危惧するのはこの基地負担っていうことを考えると、それについては反対するものではないんですけれども、交付金を交付されることによって、今後もさらに飛来する回数が増えるということも危惧されるわけですよ。それで、これは国を挙げて今防衛に力を入れているところなんですけれども、本町としてやはりこの回数が増えることによって、結局は危険度を増すということが考えられるわけで、先ほどの行政報告の中でもありましたけども、事前にこの関係町村と、防衛のほうとの意見交換会とか、そういう場もあると思うので、せめて今年度何回飛来するんですっていうようなことも知っておきたいなと思いますし、ましてや極力やはり市街地の上空は飛行しないように申し入れるということも大事なんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 交付金の関係について私のほうからお答えをいたします。実際には実績分として、今年度、前年度分と。今年度オスプレイによる訓練が行われれば次年度に交付されるといった形になります。算定につきましては従来の交付金と同様に回数等に応じてというところでは防衛局の方からお聞きしておりません。あくまでその影響の程度に応じ交付ということで私たち事務方は聞かされているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長、副町長、答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） これは簡単に言うと迷惑料っていうことでしょうかね。そういう

ことになると思います。たまたま先週、国の方に要望に行った時に防衛省にも矢臼別関連で別海と標茶、厚岸、浜中の4町で防衛省に行って一連の要望をやってきました。オスプレイだけじゃなくて、今までやられて交付金制度でもらっていたんですけども、特に住宅防音というのがありましたよね。住宅防音ってもう20年過ぎてるんですよ。家も変わってるんですよ。代も変わってるんです。ですからその時いいよって言っていた人たちがもう第一線でなくて、その子供たちがもう第一線になってきているという状況も含めて4町で行ったときにオスプレイの話は出ませんでしたけども、住宅防音を含めてそれから、道路も含めて、基地周辺含めてしっかりこれからも、訓練する以上しっかり応援してくれることも含めてお願いしてきた経過を持っています。今回の訓練の時も道の防衛施設局の方にも行って、時間を含めて演習する時間を含めて短縮、さらには搾乳時間には入れないでくれっていうことも含めて要望してきました。このことについては常に道防衛局含めてこの4町で、特に矢臼別関連の分についてはこれからもしっかり要請行動をしっかりしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号の討論を行います。

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第76号 令和4年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第76号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第76号「令和4年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、先ほど議決をいただきました議案第70号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく人件費の追加について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では1款総務費一般管理に要する経費で給料及び職員手当等7万3000円を追加、2款下水道費特定環境保全公共下水道事業に要する経費で、職員手当等3万4000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、4款繰入金、一般会計繰入金10万7000円を追加するものであります。

この結果補正後の歳入歳出予算の総額は、4億2046万6000円となります。

以上、提案理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第76号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第77号 令和4年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第77号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第77号「令和4年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)」

について提案の理由をご説明申し上げます。

先ほど議決いただきました議案第70号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく人件費の追加について補正をお願いしようとするものであります。

収入では、1款水道事業収益2項営業外収益35万1000円を追加、一方支出では1款水道事業費用1項営業費用35万1000円を追加し、収益的収支の総額を2億774万3000円に補正し、予算書第7条で定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4892万8000円に、また、8条に定める他会計からの補助金を6788万9000円に改めようとするものであります。

なお、歳入につきましては一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第77号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第77号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これをもって令和4年第4回浜中町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

（閉会 午前11時22分）